

～土壌汚染対策法について～

【目的】

土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策の実施を図ることにより、国民の健康を保護することを目的としています。

【特定有害物質と指定基準】

法では土壌に含まれることで人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質として 26 物質（特定有害物質） が定められています。特定有害物質は、第一種～第三種に分かれています。

土壌中の特定有害物質が人に摂取される経路には、「土壌の直接摂取」と「地下水経由の摂取」があり、指定基準（土壌の汚染状態に関する基準）として直接摂取によるリスクからは土壌含有量基準が、地下水摂取などによるリスクからは土壌溶出量基準が定められています。

特定有害物質の種類	<地下水の摂取などによるリスク> 土壌溶出量基準	<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準	
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	/
	四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること	
	1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること	
	1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	
	ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	
	テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	
	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること	
	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること	
	トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	
	ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	検液 1 L につきカドミウム 0.003mg 以下であること	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること
	六価クロム化合物	検液 1 L につき六価クロム 0.05mg 以下であること	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること
	水銀及びその化合物	検液 1 L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること
	セレン及びその化合物	検液 1 L につきセレン 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること
	鉛及びその化合物	検液 1 L につき鉛 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること
	砒素及びその化合物	検液 1 L につき砒素 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液 1 L につきふっ素 0.8mg 以下であること	土壌 1kg につきふっ素 4000mg 以下であること
	ほう素及びその化合物	検液 1 L につきほう素 1 mg 以下であること	土壌 1kg につきほう素 4000mg 以下であること
第三種特定有害物質 (農薬等/農薬+PCB)	シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること	/
	チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	
	テウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液中に検出されないこと	
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	

注：令和2年4月2日に土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令第14号）が公布され、カドミウム及びその化合物、トリクロロエチレンの基準が改正されました。この施行は令和3年4月1日です。

【土壌汚染状況調査の義務】

次の（１）～（３）の場合に、その土地の所有者、管理者、又は占有者（以下、「土地所有者等」）は、環境大臣が指定する指定調査機関（※）に依頼して土壌汚染状況調査を実施し、市にその結果を報告する義務が生じます。

※指定調査機関

土壌汚染状況調査等を行うために環境大臣によって指定された調査機関で、環境省HPから検索できます

（１）水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第３条）

- ・有害物質使用特定施設の使用が廃止された際の土地の所有者等に土壌汚染状況調査の義務が発生します。
- ・ただし、有害物質使用特定施設の使用が廃止される場合であっても、土地の利用の方法からみて、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがないと市の確認を受けた場合には、調査義務が免除されます（利用の方法が変更され、当該確認が取り消された場合には、再度調査義務が発生します）。

（２）一定規模以上の土地の形質変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると市が認めるとき（法第３、４条）

①有害物質使用特定施設の使用廃止に係る土壌汚染状況調査が一時的に免除されている土地（ただし書確認を受けている土地）（法第３条７項）

- ・900㎡以上の土地の形質の変更を行う際は土地の所有者等があらかじめ届出を行う必要があり、その際土壌汚染状況調査の実施命令が発出されます。

②有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場の土地（法第４条１項）

③有害物質使用特定施設の使用廃止に係る土壌汚染状況調査義務のある土地（①を除く）（法第４条１項）

- ・900㎡以上の土地の形質の変更を行おうとするものは着手日の30日前までに届出を行う必要があります。
- ・届出があった土地について、市が土壌汚染のおそれ（※）があると認めるときは、土地の所有者等に土壌汚染状況調査の実施命令が発出されます。

④上記①～③以外の土地（法第４条１項）

- ・3000㎡以上の土地の形質の変更を行おうとするものは着手日の30日前までに届出を行う必要があります。
- ・届出があった土地について、市が土壌汚染のおそれ（※）があると認めるときは、土地の所有者等に土壌汚染状況調査の実施命令が発出されます。

※土壌汚染のおそれの判断方法

以下の（ア）～（オ）の基準に該当する土地かどうかを、判断します（規則第２６条各号）

- （ア）特定有害物質による汚染が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないことが明らかな土地
- （イ）特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、地下に浸透していた土地
- （ウ）特定有害物質を製造・使用・処理していた土地
- （エ）特定有害物質が貯蔵・保管されていた土地
- （オ）その他（イ）から（エ）までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる場合

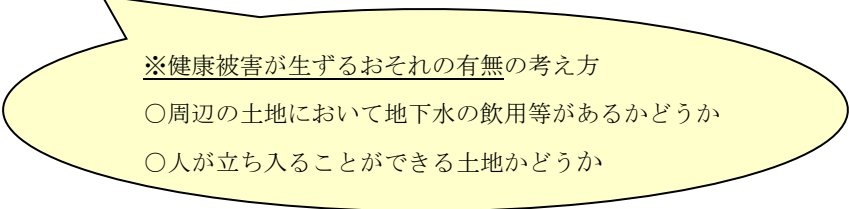
（３）土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市が認めるとき（法第５条）

【区域の指定・解除】

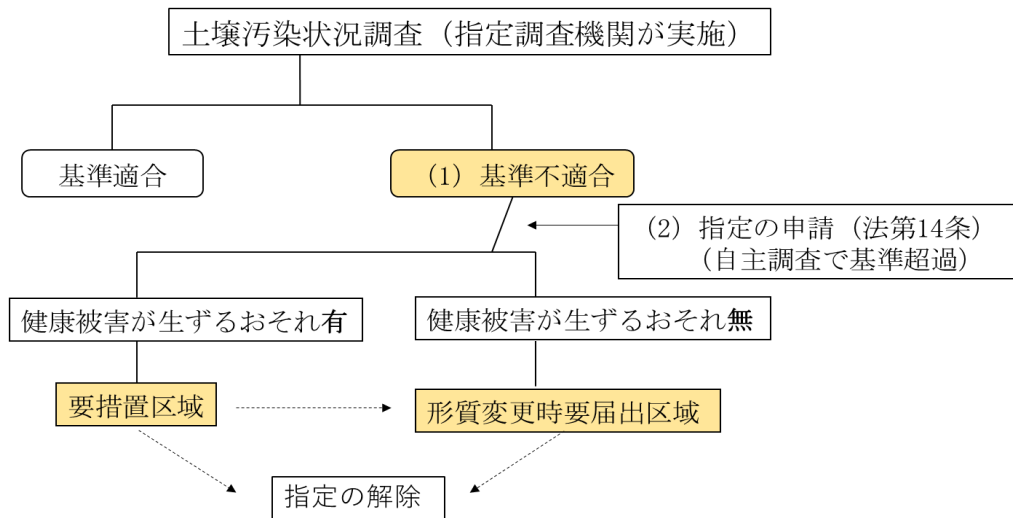
次の（１）、（２）の場合に、市は区域指定を行います。

- （１） 前頁の３つの義務により実施した土壌汚染状況調査の結果、指定基準を超過した場合
- （２） 自主調査により土壌汚染が判明した（指定基準を超過した）場合において、土地所有者等が市に区域の指定を申請（法第１４条）し、その調査が適切と認められる場合

区域指定は健康被害が生ずるおそれの有無（※）に応じて、**要措置区域**又は**形質変更時要届出区域**に指定します。



○土壌汚染状況調査から区域指定・解除までの流れ



	要措置区域	形質変更時要届出区域
指定要件	土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域（法第6条）	土壌汚染の摂取経路が無く、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）（法第11条）
規制	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染の除去等の措置を市が指示（法第7条） ・土地の形質の変更の原則禁止（法第9条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形質の変更時に市に計画の届出が必要（法第12条） （形質の変更に着手する日の14日前までに） ・汚染の除去等の措置を講ずる必要はない
指定解除	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染の除去が行われた場合は指定を解除 ・摂取経路の遮断が行われた場合は、指定を解除し、形質変更時要届出区域に指定（法第6条） 	汚染の除去が行われた場合には指定を解除（法第11条）

【指定状況に関して】

要措置区域又は形質変更時要届出区域が指定された場合、それぞれの区域の情報が記載された台帳を作成しています。台帳は佐賀市環境保全課で閲覧することができます。（法第15条）

また、指定状況に関してはホームページでも公開しています。

【汚染土壌の搬出時の規制】

要措置区域や形質変更時要届出区域（以下、「要措置区域等」）内から汚染土壌を搬出する場合には、次の（1）～（4）の義務があります。

（1）事前の届出義務

- ・搬出に着手する14日前までに市に届出が必要です。（法第16条）

（2）運搬基準の遵守義務

- ・汚染土壌の運搬とは、要措置区域等内の汚染土壌を、当該要措置区域等の境界線を越えるところから汚染土壌処理施設まで移動させる行為全て該当します。
- ・運搬方法は問いませんが、自動車・船舶・列車等の車両の両側面に汚染土壌を運搬している旨を表示しなければなりません。

（3）管理票の交付・保存義務

- ・汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する場合で、汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、運搬又は処理が適正になされたかどうかを後から確認できるよう、汚染土壌の引渡しと同時に運搬の受託者に対し、管理票を交付する必要があります。
- ・管理票は定まった様式があります。（規則第67条第2項の様式第19）

（4）汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者は、その汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者（※）に委託しなければなりません。

※汚染土壌処理業者

要措置区域等から搬出される汚染土壌の処理を業として営む者で、営業に当たっては、市の許可が必要です（法第22条）。

問い合わせ先及び届出窓口
佐賀市 環境保全課 環境保全係
〒849-0917
佐賀市高木瀬町大字長瀬 2563 番地 1
（旧清掃センター 2階）
電話：0952-30-2436
FAX：0952-30-2439